



## 書 き 方

- 1 この届出書は、個人である納税者が納税管理人を選任又は解任した場合に提出するものです。
- 2 選任された納税管理人は、不服申立てに関する事項を除き、次の事項を行うこととなります。

- (1) 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成及び提出
- (2) 税務署長等（その所属の職員を含む。）が発する書類の受領
- (3) 国税の納付及び還付金等の受領

- 3 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、納税管理人を解任する際、納税管理人を選任したときの納税地と現在の納税地が異なるときは、それぞれの納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出してください。

- 4 届け出る税目に応じて、標題の中の「所得税・消費税の……」の「所得税・」若しくは「・消費税」の不要の文言及び本文の中の「所得税・資産の譲渡等に係る消費税の……」の「所得税・」若しくは「・資産の譲渡等に係る消費税」の不要の文言を抹消してください。
- 5 納税管理人を選任する場合には、標題の中の「・解任」を抹消し、納税管理人を解任する場合には、標題の中の「選任・」を抹消してください。

※ 納税管理人を変更する場合には、既に届け出ている納税管理人を「納税管理人の解任届出書」を提出することにより解任した上で、「納税管理人の選任届出書」を提出することにより新たな納税管理人を選任してください。

- 6 「2 選任・解任した納税管理人」欄には、納税管理人が法人の場合は、「住所（居所）」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、「職業」欄には、事業内容を、それぞれ記載します。
- 7 「3 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所（選任の場合）又は選任したときの納税地（解任の場合）」欄には、選任した場合は、国内に住所及び居所を有しないこととなる場合の国外における住所又は居所を記載し、解任した場合は、納税管理人を選任したときの納税地と現在の納税地が異なるときに、選任したときの納税地を記載します。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。